

令和7年度第1回鶴岡市男女共同参画推進懇談会 会議概要

- 日 時 令和7年6月24日（火）13:30~15:10
- 会 場 総合保健福祉センターにこふる 3階 栄養指導研修室
- 委 員 青木孝弘委員、佐藤朋子委員、大場千里委員、佐藤奈美委員、
佐藤美紀委員、大川尚委員 出席6名
- 傍 聴 傍聴者なし
- 次 第 1 開会
2 挨拶
3 報告
(1) 令和6年度取組実績と評価検証 資料1、資料3
(2) 令和7年度の主な取組について 資料2
4 情報共有
第3次男女共同参画推進計画について 資料4
5 その他
6 閉会

○報 告

※事務局より、資料の訂正を行った。

資料1全体の達成度のA評価、B評価、C評価となった項目の数について
A評価…51 B評価…9 C評価…1 となっているが誤り。
A評価…52 B評価…10 C評価…1 が正しい。

- ・ R1に行った市民意識調査について、質問内容に含まれる男女共同参画に関する質問はどの程度あるか。
 - 市民意識調査は、第2次男女共同参画推進計画策定のために行った調査。全23項目からなる。
 - 質問内容や調査方法については前回と一部異なるものの、特にKPI（数値目標）について計画期間の変化を見るために、R7に同様の市民意識調査を実施するもの。
 - 昨年度実施した県の調査やR1の調査と比較できる項目を意識して設定したい。
- ・ 今回のR6取組実績を踏まえて次期計画に反映させるものか。
 - 現計画の最後の1年の実施と次期計画の策定が並行することから、主にR6までの実績を中心に反映させたものになる。
- ・ 山形県は、妻の出産育児に合わせて地元に戻るといふいわゆる「妻ターン」が多いので、女子中高生に対して育てやすい・住みやすいイメージを持ってもらうとよいと考えている。企業で女性が活躍できるところを増やしていくことが大事。
- ・ 市の現計画にはDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）に基づく計画が盛り込まれているが、これら女性への支援に対して市はどのように考えているか。
 - DV防止法や困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）について、単独で計画を策定するというのは難しい。他市・他県の動向を注視しながら

進める。一方で、現計画にも含まれている女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）はこの計画に含めたうえで、シンプルな作りになるのではと考えている。

- ・今年4月からハローワークで出生後休業支援給付金という、両親二人とも育児休暇を取得すると上乗せして給付金がもらえる制度が始まった。若い人が新しい制度をよく調べており、それに引き上げられる形で職場も変わってきていると実感する。男性の育児休暇取得率は今後さらに上昇するのではないか。
- ・Ⅱ-18について、R6取組実績には市役所による時間外等への取組が記載されているが、市内一般企業の時間外等についても掲載があれば、一般企業への刺激になるのではないか。
- ・職員課の取組について、民間の事業所も取組実績に入れ込むことができればより全体像が見えてくると感じる。
- ・コミュニティ推進課の取組にB評価が目立つ。少子高齢化もあり難しい部分ではあると思うが、どうしたら女性も入っていきやすいかを考えないといけない。例えば民生委員のなり手不足があるが、対応するためデジタルデバイスの活用や、民生委員同士での共有などの工夫も必要。
- ・この場の議論を次期計画に盛り込む必要がある。小町caféの取組を活用できるとよい。
- ・Ⅱ-19について、市の管理職の男女比は。職員は男女半数くらいなのか。
 - 職員全体では男性の方が多い。R6は部長級21.4%、課長級26.4%。目標を部長級10%以上、課長級25%以上としている。
- ・管理職は本人の希望制によるものか。
 - 市は希望制ではない。肌感覚ではあるが、管理職になって働きたいという人よりはワークライフバランスを重視し自分の時間を大切にしたいという人が増えていると感じる。
- ・Ⅱ-27について、漁業は場所や生ものの管理において、6次産業化のハードルが高い。
- ・基本方針Ⅰの意識の定着について、学校現場や教育現場、企業では実施している。遅れているのは地域。町内会や自治会が変わることが必要。会長は男性が多い。町内会や自治会の会長を呼んで男女共同参画を学ぶ研修をしたらいい。
- ・くるみんの認定や県で実施しているやまがたスマイル企業認定制度のよう、鶴岡市が認める男女共同参画認定制度があれば、会社や自治会で目標を持ち取組ができるのではないか。例えば条件の一つとして自治会は役員女性の割合が30%以上になったら認定する、といった制度があれば良い。
- ・Ⅲ-40について、地域防災アドバイザーに挑戦したいが、講座が田植えの時期と重なっていて例年参加できない。機会があれば参加したい。

○情報共有

第3次男女共同参画推進計画について

- ・自治会の選挙で選ばれた理事10人のうち女性は自分のみ。外部に依頼した人も含めて20人ほどの理事がいるが、女性は3人。白山神社の神事も男性優位となる。対地域で行っていることを提案しても、実現できない。由良は女性が元気な地域だったはずなのに、

若い人がどんどん出て行ってしまふ。R6の地震で、若い人はさらに由良から出て行ってしまった。空き家対策もあり、地域をどうするか悩んでいる。男女共同参画から人口増加につながるとよい。

- ・娘が大学1年生となり、今年から離れて暮らしている。現在人口が減少して、子どもが500人ほどしか生まれない状況で、娘が地元に戻って就職して、その後老後まで暮らしていける地域なのかと思ってしまい、戻ってきてほしいと言えない。給与や人口の問題もあり、この地で人生を終えることが娘の幸せになるのかと考えてしまう。
- ・町内会や自治会の会長に男女共同参画を学ぶ研修をするというのはとてもよいと思った。あわせて働く場や人口を増やすことが重要。
- ・実生活への浸透が課題というのは県でも意識している部分である。特に庄内地域は若い女性の流出が多い地域。出ていく子どもたちの将来を狭めるものではなく、戻ってきたいと思えるようにする地域を作ることが重要。
- ・県では新規事業として、女子中高生に限定し、女性活躍に取り組む企業見学を行うバスツアーを行い、女性の定着・回帰に取り組む予定。
- ・山形県は、妻の出産育児に合わせて地元に戻るといういわゆる「妻ターン」が多いので、女子中高生に対して育てやすい・住みやすいイメージを持ってもらうとともに女性が活躍できる企業を増やし地元で自分らしく働いていくことができるとしていくことが大事と考える。
- ・県も今年度、男女共同参画推進計画の改定年度となる。DV被害者支援計画と困難女性支援計画を男女共同参画推進計画に統合する予定。
- ・市の現計画にはDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）に基づく計画が盛り込まれているが、これら女性への支援に対して市はどのように考えているか。
 - DV防止法や困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）について、単独で計画を策定するというのは難しい。他市・他県の動向を注視しながら進める。一方で、現計画にも含まれている女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）はこの計画に含めたうえで、シンプルな作りになるのではと考えている。
- ・大学4年生になる娘がいるが、鶴岡には戻らないと言っている。やりたいことをやらせたいので、戻ってきてほしいと言えない。
- ・つるおかエールについて、良い取組なので高校生への周知を徹底してほしい。
- ・ミLINE登録のために学校を通じて周知したり、登録してくれた高校生にLINEスタンプをプレゼントしたりするなどはどうか。
 - まず「つるおかミLINE」を地元にいるうちに高校生にPRしており、ミLINEからつるおかエールの周知を行っている。普段は地元のインターンシップやイベント情報を周知している。ペイペイ500円分プレゼントや抽選で特産品プレゼント等、インセンティブをつけて登録してもらえるようにしている。
- ・LINEの開封率はどの程度か。
 - 開封率は手持ち資料がなく不明。R6は1,300人の高校生に向けて周知し、そのうち300人から登録をいただいた。R7は現金でも受け取ることができるような方法を検討しており、情報の発信力を高めていく。

LINEだと過去の投稿が遡りづらくなってしまうため、過去の投稿も見られるようなInstagramアカウントの作成を検討している。

- ・大学生の登録はどうか。成人式等のタイミングで周知できる。

→大学生も登録している。また、市から進学で転出した若い方の親御さんの登録もある。

○閉会 15 : 10